

兵庫県立大学産学連携・研究推進機構規程

(目的)

第1条 兵庫県立大学産学連携・研究推進機構（以下「機構」という。）は、兵庫県立大学と産業界等との連携を促進するとともに、その有する研究成果を地域社会に還元することを目的とする。

(業務)

第2条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産学公連携・研究推進に係る企画立案、相談及び広報等に関すること。
- (2) 産学公連携・研究推進事業の実施に関すること。
- (3) 医産学連携の研究に関すること。
- (4) 知的財産の取扱いに関すること。
- (5) 人工知能の研究教育に関すること
- (6) 金属新素材の開発に関すること
- (7) 大学発ベンチャーの創出及び支援に関すること。
- (8) 放射光の産業利用に関すること。
- (9) 博士人材のキャリア開発に関すること。
- (10) 水素エネルギー社会構築に向けた研究に関すること。
- (11) ハイパフォーマンス・コンピューティング分野の研究に関すること。
- (12) 関係機関との連携及び調整に関すること。
- (13) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(産学公連携推進本部)

第3条 前条に係る事項のうち、産学公連携の取り扱いに関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に産学公連携推進本部を置く。

2 産学公連携推進本部に関して必要な事項は、別に定める。

(医産学連携推進本部)

第4条 第2条に係る事項のうち、医産学連携の研究に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に医産学連携推進本部を置く。

2 医産学連携推進本部に関して必要な事項は、別に定める。

(知的財産本部)

第5条 第2条に係る事項のうち、知的財産の取扱いに関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に知的財産本部を置く。

2 知的財産本部に関して必要な事項は、別に定める。

(金属新素材研究センター)

第6条 第2条に係る事項のうち、金属新素材の研究に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に金属新素材研究センターを置く。

2 金属新素材研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

(人工知能研究教育センター)

第7条 第2条に係る事項のうち、人工知能の研究教育に関するものを一体的かつ効果的

に実施するための組織として、機構内に人工知能研究教育センターを置く。

2 人工知能研究教育センターに関して必要な事項は、別に定める。

(放射光産業利用支援本部)

第8条 第2条に係る事項のうち、放射光の産業利用に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に放射光産業利用支援本部を置く。

2 放射光産業利用支援本部に関して必要な事項は、別に定める。

(産学連携キャリアセンター)

第9条 第2条に係る事項のうち、博士人材のキャリア開発に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に産学連携キャリアセンターを置く。

2 産学連携キャリアセンターに関して必要な事項は、別に定める。

(水素エネルギー共同研究センター)

第10条 第2条に係る事項のうち、水素エネルギー社会構築に向けた研究に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に水素エネルギー共同研究センターを置く。

2 水素エネルギー共同研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

(データ計算科学連携センター)

第11条 第2条に係る事項のうち、データ計算科学の研究に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、機構内に計算科学連携センターを置く。

2 データ計算科学連携センターに関して必要な事項は、別に定める。

(組織等)

第12条 機構に、次に掲げる職を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 産学公連携推進本部長
- (4) 医産学連携推進本部長
- (5) 知的財産本部長
- (6) 金属新素材研究センター長
- (7) 人工知能研究教育センター長
- (8) 放射光産業利用支援本部長
- (9) 産学連携キャリアセンター長
- (10) 水素エネルギー共同研究センター長
- (11) データ計算科学連携センター長

2 機構長は、理事長が副学長の中から指名する者をもって充てる。

3 機構長は、機構の業務を総括する。

4 副機構長は、機構長が指名する。

5 副機構長は、機構長の職務を補佐し、機構長が指示する機構の重要な業務を管理する。

6 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

- 7 産学公連携本部長、医産学連携推進本部長、知的財産本部長、放射光産業利用支援本部長、産学連携キャリアセンター長、水素エネルギー共同研究センター長、データ計算科学連携センター長、金属新素材研究センター長および人工知能研究教育センター長は、機構長もしくは機構長が指名する者をもって充てる。
- 8 第1項に掲げる職のほか、機構に常勤・非常勤の教員等を置くことができる。

(運営委員会)

- 第13条 機構の組織及び運営に係る重要な事項について審議・調整するため、産学連携・研究推進機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
- 2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(庶務)

- 第14条 機構の庶務は、事務局社会貢献部産学連携・研究支援課が行う。

(補則)

- 第15条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。